

令和4年1月19日

全国ビルメンテナンス政治連盟

理事長 木下 雅俊 殿

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会

会長 一戸 隆男 殿

ビルメンテナンス議員連盟

会長 橋本聖子

2022年度 業界課題に関する要望について

令和3年12月13日に全国ビルメンテナンス政治連盟より受けた要望に対し、議連所属の議員が各省庁関係部署へ交渉を行って参りました。

つきましては、ビルメンテナンス議員連盟として、各省庁との交渉による回答内容を精査し、各要望に対し別紙の通り報告致します。

要望事項 1 建築物衛生法改正について

建築物環境衛生管理技術者の選任義務緩和について有識者検討会での議論を踏まえ、特定建築物対象範囲の拡大に向けたパブリックコメントを実施して頂き、改めて感謝申し上げます。昨年、「管理技術者の兼任要件の検討にあたっては、地方自治体の運用状況を把握した上で、管理技術者の兼任の可否を判断するための一定の目安を示したい。」とのご回答を頂いております。

つきましては、選任義務緩和の条件など、その後の進展をお教えいただきたく存じます。

回答 厚生労働省 医薬・生活衛生局 生活衛生課

昨年度ご報告したとおり、建築物環境衛生管理技術者の兼任要件については、「建築物衛生管理に関する検討会」において検討した結果、「建築衛生設備・機器に関する ICT の進展等を踏まえ、一人の建築物環境衛生管理技術者は複数の特定建築物を兼任できないという原則及び例外的に兼任できる条件・上限数は撤廃し、特定建築物所有者等と管理技術者との合意があれば、複数の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者を兼任可能とする。」という結論が得られたところです。

この結論を踏まえ、昨年末に関係政省令を改正・公布し、令和4年4月1日から施行することとしています。

詳細な手続き等については、関係団体とも調整の上、通知等でお示し致します。

【総括・評価】

ビルメンテナンス業界として、効率性の高い管理業務を行うために要望していた建築物環境衛生管理技術者の複数物件の兼任について、「建築物衛生管理に関する検討会」において一定の条件下のもとではあるが、兼任可能との結果を得て、本年4月から施行することとなり高く評価したい。

今後、政省令の改正・公布にあたり、業界が迷わないよう一定条件の運用ルールを定めることをお願いしたい。

要望事項2 コロナ禍におけるビルメンテナンス業の存続・維持のための施策の充実について

- ① 医療施設等への環境衛生業務や感染予防のため業務等、仕様書変更による追加業務を行う際の費用の適正な支出をお願いします。

回答 総務省 自治行政局 行政課

1. 総務省では、厚生労働省からの依頼を踏まえ、令和2年6月12日付けで各都道府県あてに新型コロナウイルス感染症等の影響による庁舎等管理業務委託契約の取扱いについて通知を発出致しました。
2. 当該通知においては、契約締結時には想定されていなかった新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた新たな措置を講じるための当該契約に係る仕様書等の必要な見直し、それに伴う適切な契約変更や予算措置等を適切に講じ、庁舎等における感染の拡大を防止するための措置を継続して実施できる環境整備を図るよう地方公共団体へ技術的助言を行いました。
3. また、これまでも「令和3年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について」(令和3年1月22日付け総務省自治財政局財政課事務連絡)の発出や、総務省主催の全国都道府県財政担当課長・市町村担当課長会議(令和3年1月22日)、中小企業庁主催の官公需確保対策地方推進協議会における当省からの説明等により、ビルメンテナンス業を含めた入札・契約の留意点等の周知徹底を図っています。
4. 今後も、厚生労働省からの依頼を受け、地方公共団体に対して助言してまいりたいと考えています。

【総括・評価】

契約締結時点でコロナに関する対応が考慮されるようになってきてはいるが、今後も必要に応じた感染予防のための業務等、仕様書変更による追加業務が発生する場合には考慮するよう周知することを注視していく。

- ② 感染制御業務に関する医療機関の理解促進が得られるような施策および委託費用の増額をお願いします。

回答 厚生労働省 医政局 地域医療計画課 総務課 保険局医療課

<保健・医療提供体制確保計画に係る記載>

1. 今夏の感染拡大を踏まえた今後の医政提供体制の整備について、令和3年10月1日に都道府県に通知。「保健・医療提供体制確保計画」の策定をお願いしている。この中で医療従事者の負担軽減として、

- ・職種間の業務分担の見直し
- ・コロナ患者が入院する施設等の清掃・消毒業務の民間への委託等について検討を行い、同計画に記載することとなっている。

<診療報酬による評価>

2. 診療報酬においては、寝具等を含む療養環境の提供に係る費用については、入院料等に含まれており、包括的に評価をされているところ。

(※)入院料を算定するに当たっては、以下を満たす必要がある

- ・患者の状態に応じて寝具類が随時利用できるよう用意されていること。なお、具備されるべき寝具は、敷布団、掛布団、シーツ類、枕、枕覆等である。
- ・寝具類が常時清潔な状態が確保されていること。シーツ類は、週1回以上の交換がなされていること。
- ・消毒は必要の都度行われていること。

加えて、新型コロナウイルス感染症に係る特例的な対応として、

- ・入院における必要な感染予防策を講じた上で実施される診療を評価するため、二類感染症患者入院診療加算を算定できることとする。
- ・ICU等における管理が必要な重症の新型コロナウイルス感染症患者について、特定集中治療室管理料等を通常の3倍に引き上げる。

と言った対応を実施している。

ご指摘の診療報酬での評価について、既に入院料等に含まれており、また、新型コロナウイルス感染症に係る特例的な対応の中においても包括的に評価をされている。

<新型コロナウイルス緊急包括支援交付金による対応>

3. さらに、これまで、医療機関支援として新型コロナウイルス緊急包括支援交付金等により総額約4.7兆円の予算を確保し、

- ・新型コロナウイルス感染症により休業・診療縮小を余儀なくされた医療機関等が消毒を行う経費に対する補助
- ・医療機関等が院内の感染拡大を防止するための対策(例えば、定期的な消毒を行う経費)等に対する補助

を行うなどの支援を実施し、さらに令和3年度補正予算において追加で約2兆円の支援をしているところ。

<ビルメンテナンス業界への委託について>

4. ビルメンテナンス業界において、実践的な感染予防対策に関する知識・技術を持つ者の育成を進めていると伺っているところ。

5. 医療機関の清掃業務の委託については、今後ともビルメンテナンス業界が感染防止対策の担い手の育成を進めていることや交付金等が活用できることを含め、周知を進めてまいります。

【総括・評価】

昨年10月1日に通知された「保健・医療提供体制確保計画」の策定において、医療従事者の業務分担の見直しとして「清掃・消毒業務の民間への委託等」を同計画へ記載することとなっていることを評価したい。

要望事項3 公共工事の品質確保に関する法律の周知徹底について

- ① ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドラインに基づき、ビルメンテナンス業務に関する発注関係事務が適切に実施されているかについて、調査結果など、その後の進展をお教えいただきたく存じます。

回答 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

令和3年11月に、最低賃金額の改定状況を踏まえた対応を含め、「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づきビルメンテナンス業務に関する発注関係事務が適切に実施されているか等について、各省庁、各都道府県及び各指定都市あて調査を実施いたしました。主な調査結果については以下のとおりです。

- ・ 予定価格は「地域における最低賃金額の改定状況を勘案し、積算した」又は「建築保全業務労務単価を踏まえて作成しており、最低賃金額の改定の影響はない」という回答が89%であった。
- ・ 人件費単価が改定後の最低賃金額を下回った際、適切な価格での単価の見直しを行う旨の規定は契約に含まれていないという回答が大半であった。
- ・ 最低賃金額の上昇等により契約金額を年度途中で見直したという回答はなかった。見直さなかった理由として、60%は「受注者からの契約金額の変更の申し出がなかった」という回答であり、37%は「予定価格積算時に採用した人件費単価が上回っており、見直す必要がなかった」との回答であった。
- ・ 受注者の決定方法（入札方式）については、価格競争方式によるものが66%、総合評価落札方式が27%という回答であり、平成28年に実施した調査とほぼ同様の結果となった。
- ・ ダンピング受注防止の取組として、79%が低入札価格調査制度又は最低限価格制度を採用しているという回答であった。

今回の調査結果や、昨年末にまとめられた「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」において、公共調達における労務費等の上昇への対応を求められていることを踏まえ、引き続きガイドラインに基づきビルメンテナンス業務に関する発注関係事務が適切に実施されるよう、各省庁等に働きかけを行うほか、特に必要と認められる機関に対しては、個別にヒアリングを実施する等の対応をしております。

【総括・評価】

全国ビルメンテナンス協会実施の保全業務マネジメントセミナーに対して、厚労省が共催という形で携わることになり、また実効性を担保する意味での調査を行ったことは具体的な進展といえ、評価できる。また調査結果を受け、さらなる対応を検討していることも前向きに捉えたい。

- ② 昨年と同様に、国土交通省大臣官房官庁営繕部が発出する「建築保全業務共通仕様書」及び「建築保全業務積算基準」に基づく発注の徹底を改めてお願いいたします。

回答 国土交通省大臣官房官庁営繕部 計画課 保全指導室

公共建築物の適切な維持管理のため、厚生労働省とりまとめの「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」において、各発注者は、個別施設の現場条件等を踏まえた適切な仕様書を作成する必要があるとされているところです。

国土交通省では、国が所有する建築物（官庁施設）の保全水準の確保に資することを目的として、一般的な保全業務の内容等を定めた建築保全業務共通仕様書及びその費用を算出するための建築保全業務積算基準を作成しています。当該共通仕様書等は、個別施設の保全業務の仕様書作成及び積算にあたって参考としていただけるものであり、上記ガイドラインにおいても参考として示されているところです。

国土交通省では昨年度の総会を踏まえ、各省各庁の保全業務担当部局を対象とした会議や研修の場を通じて、品確法やガイドラインと併せて共通仕様書等を説明し、周知・普及に努めているところです。

これらの会議や研修には多数の地方公共団体及び独立行政法人の各機関にも参加いただいております。また、国土交通本省や地方整備局に統一的に設置している「公共建築相談窓口」におきましても、共通仕様書等に係る問合せに個別に対応しております。

さらに、今年度は全国ビルメンテナンス協会が実施する「保全業務マネジメントセミナー」において、共通仕様書等の説明の機会を頂く予定です。今後とも引き続き、共通仕様書等の周知・普及に努めてまいります。

【総括・評価】

昨年の当議連からの要望を踏まえ、施設管理者への更なる周知・徹底を行うとする姿勢は評価できる。しかしながら、業務の入札の実態はまだまだ改善がされているとは言えない状況。引き続き他省庁、他部局、他組織との連携を模索し、適切な発注の徹底を強く求めていきたい。

- ③ 最低制限価格制度、低入札価格調査制度、総合評価落札方式の更なる推進をお願いします。低入札価格調査制度については対象を 1,000 万円未満まで拡大をお願いします。
- ④ 国、地方公共団体を問わず、入札に資する案件については、最低賃金額の上昇、社会保険料の事業主負担に見合う予算（予定価格）の設定をお願いします。最低制限価格制度については人件費を考慮して落札率の 90%を下回らないよう、特段の配慮をお願いします。

回答 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

令和元年 6 月に品確法が改正され、発注者の責務として、「目的物について適切に点検、診断、維持、修繕等を実施するよう努めなければならない」と規定されたことを受け、厚生労働省においてもガイドラインを昨年 1 月に改正し、各省庁・各都道府県の会計担当課あて、周知したところです。

ガイドラインにおいては、次のようなことを求めています。

- ① 低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用の徹底
- ② 年度途中の最低賃金額の改定を踏まえた予算の確保の検討や人件費単価が改定後の最低賃金額を下回った場合は、適切な価格での単価の見直しを行う旨の条項を予め契約に入れる等により、年度途中で最低賃金額の改定があったとしても、受注者が最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮。

先ほど御報告したとおり、各省庁、各都道府県及び指定都市を対象に調査を実施したところであり、その調査結果を分析し、課題を整理した上で、各発注者に本改正ガイドラインの趣旨を十分御理解いただけるよう、業界団体と協力し、引き続き周知徹底に努めてまいります。

【③④総括・評価】

昨年行われたガイドラインの改正がどの程度浸透しているのか。調査結果を踏まえ、分析し、受注者と発注者双方の見解の相違を埋める努力をしていかななくてはならない。真に実効性のある制度にしていくべく、今後も継続的に周知徹底を図るよう強く求めていく。

要望事項4 社会保険の適用拡大に伴う支援について

年金法改正に伴う社会保険適用拡大の際は、事業者の経営支援に繋がる補助金制度のさらなる導入・充実など、ビルメンテナンス企業にとって実効性のある支援策を実施して頂くようお願いします。

回答 厚生労働省 職業安定局雇用開発企画課労働移動支援室

医薬・生活衛生局生活衛生課

1. 厚生労働省としては、人手不足が深刻化する中、高齢者、障害者、若年者等の多様な人材の活躍を促進することが重要であると考えている。
2. そのため、
 - ① 65歳以上の離職者をハローワーク等の紹介により雇い入れる事業主に対する「特定求職者雇用開発助成金(生涯現役コース)」
 - ② 障害者などの就職が特に困難な方をハローワーク等の紹介により雇い入れる事業主に対する「特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)」
 - ③ 職業経験の不足により就職が困難な若年者等をハローワーク等の紹介により試行的に雇用する事業主に対するトライアル雇用助成金(一般トライアルコース)等の施策により、高年齢者、障害者、若年者等、多様な人材を雇用する企業に対し、支援を行っている。
3. また、「ビルメンテナンス業に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」では、予定価格の設定に当たって、
 - ① 適切に作成された仕様書等に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務単価及び資材・機材等の取引価格、健康保険法等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料及び業務実施の実態等を的確に反映した積算を行う
 - ② 被用者保険の適用拡大等の各種制度改正に伴う事業主の保険料負担の変化について、できる限り実態を把握する
 - ③ 最新の業務実態や最低賃金額の上昇額等の地域特性等を踏まえて積算

基準を見直すとともに、遅滞なく適用する。

④ 年度途中の最低賃金額の改定を見込んだ予算の確保を検討することを求めています。

4. さらに、令和3年度の地域別最低賃金が令和3年10月1日以降順次発行することを踏まえて、本年度も、令和3年9月28日付けで生活衛生課長及び賃金課長の連名で各省庁及び、各都道府県あてに通知を発出し、ガイドラインで求めている内容の周知徹底を図ったところです。
5. 今後も、最低賃金及び事業者が負担する社会保険料を見込んだ予定価格の積算が適切に行われるよう、引き続きガイドラインを周知・徹底して参ります。

【総括・評価】

各省庁、各都道府県宛に生活衛生課長及び賃金課長名で、ガイドラインの周知徹底を発出したことを評価したい。特に今年は、社会保険料の負担も増加が見込まれるため、最低賃金及び事業者が負担する社会保険料を見込んだ予定価格の積算が適切に行われるよう注視していく。

要望事項5 最低賃金の改定に伴う支援策の拡充について

最低賃金改定に伴う賃金上昇に対する支援として、65歳以上の離職者を雇用する際の助成金制度である特定求職者雇用開発助成金「生涯現役コース」の制度を見直し、給付金額の増額と支給期間の延長をお願いします。

回答 厚生労働省職業安定局雇用開発企画課労働移動支援室

特定求職者雇用開発助成金は、高年齢者や障害者など就職が特に困難な者の雇用機会の増大を図るため、これらの者をハローワークなどの紹介により雇い入れる事業主に対して助成する制度である。

生涯現役コースは、65歳以上の離職者を対象としたコースであるが、その助成単価は他のコースと比較してもっとも高い、年間最大で70万円としている。

本助成金は、限られた予算の中で、より多くの事業主に利用いただき、高年齢者の雇用機会の拡大を図ることが重要なことから、ご要望については、厳しい財政事情も踏まえ、慎重な検討が必要なものと考えている。

【総括・評価】

人口減少、少子高齢化社会にあって高年齢者等の就労の受け皿になりやすいビルメン業界が果たす役割を今後ますます増大していくものと思われる。本要望の実

現が難しいのは承知だが、これに限らず、高齢者が働きやすく、事業者も高齢者就労を積極的に行えるような制度設計をすることを求めている。

要望事項 6 障害者雇用への支援策について

①国全体で省庁統一の審査資格の項目に障害者雇用率の新設等をお願いします。

回答 厚生労働省職業安定局障害者雇用対策課、社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課

令和元年6月に成立した改正障害者雇用促進法において、国及び地方公共団体の機関の任命権者による障害者活躍推進計画の作成・公表義務を創設した。

また、各機関が同計画を作成するためのガイドラインとなる障害者活躍推進計画作成指針を告示した（令和2年4月1日適用）。

この指針においては、障害者の活躍を推進するため、

- ・障害者優先調達推進法に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進することが必要であること。
- ・障害者優先調達推進法の規定等も踏まえつつ、法定雇用率以上の対象障害者を雇用していること等を国及び地方公共団体の公共調達の競争参加資格に含めることが望ましいこと。

を明示しており^{注1・2}、各機関に通知も行った。引き続き、こうした内容について、各機関に周知してまいりたい。

※（注1）障害者活躍推進計画作成指針（抜粋）

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。)に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進することが必要である。

また、障害者優先調達推進法第10条の規定及び同法第5条の規定に基づく障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針の趣旨も踏まえつつ、民間事業主における障害者の活躍を促進するため、法定雇用率以上の対象障害者を雇用していること等を国及び地方公共団体の公共調達の競争参加資格に含めることが望ましい。

※（注2）障害者優先調達推進法（抜粋）

（公契約における障害者の就業を促進するための措置等）

第十条 国及び独立行政法人等は、国又は独立行政法人等を当事者の一方とする契約で国又は独立行政法人等以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国又は独立行政法人等が対価の支払をすべきもの（以下「公契約」という。）について、競争に参加する者に必要な資格を定めるに当たって障害者の雇用の促進等に関する法律第四十三条第一項の規定に違反していないこと又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう

努めるものとする。

2 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、前項の規定に基づく国及び独立行政法人等の措置に準じて必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

②サポーターの配置経費を含めた契約案件の試行をお願いします。

回答 厚生労働省職業安定局障害者雇用対策課

障害者雇用については、社会連帯の理念に基づき、障害者雇用に伴う経済的負担の調整等を行うため、障害者雇用納付金制度を整備している。その制度では、雇用率達成企業に対して調整金（超過1人当たり月2万7千円）等（※）を支給している。

※調整金を支給するのは100人超企業のみ。100人以下企業に対しては、雇用率4%超かつ6人超の場合に報奨金（超過1人当たり月2万1千円）を支給。

その上で、障害者の採用・定着を促進するため、

- ・ 障害者を雇い入れる事業主や、雇用する障害者の特性に配慮した雇用管理（職場支援員の配置）等の措置を行った事業主に対する助成措置、
- ・ 職場適応に特に課題を抱える障害者に対して専門的な支援を提供するためにジョブコーチを配置する事業主に対する助成措置

等の取組を実施している。

これらの取組を通じて、今後とも、どの業種においても、障害者が希望や能力、特性に応じて活躍できる社会の実現に向けて、着実な施策の実施に努めてまいります。

【①②総括・評価】

障害者活躍推進計画作成指針に基づき、各自治体等への周知を図っていること、また各種助成制度を揃え、障害者雇用を促進しようとすることは評価できる。しかしながら発注者にとっても障害者雇用に対する理解促進の側面が薄いように感じられる。制度全体の趣旨を国策として推し進めるためにも、発注者、受注者双方がメリットを受けられることのできる制度に変えていくことを求めている。

要望事項7 エコチューニングの法的位置付けの強化と明確化について

①環境配慮契約法ならびにグリーン購入法の「庁舎管理」に係る判断の基準に基づく建築物の維持管理を実現するために、エコチューニング事業者を総合評価落札方式の評価項目として加えることをお願いします。

回答 環境省大臣官房環境経済課

公共建築物等の維持管理段階における省エネ・脱炭素化の取組は重要であり、環境配慮契約法における平成30年度の基本方針変更の見直しに当たり、「建築物の維持管理に係る契約」を新たに追加しました。その解説資料において、エコチューニングを活用する場合の省エネ効果、技術者資格認定及び事業者認定等を紹介するなど、官公庁入札資格や総合評価入札の評価項目を定める調達担当者に対して、積極的な情報提供を実施しているところです。

また、公共建築物等のライフサイクル全体での更なる省エネ・脱炭素化に向け、環境配慮契約法における建築物に係る設計・省エネ改修事業・維持管理の3つの契約類型について連携した見直しを図るため、今年度より建築物専門委員会を設置し、検討を進めております。本委員会の議論におきましても、維持管理段階の取組は重要なテーマであり、エコチューニング制度や専門家の活用も含め、省エネ・脱炭素化につながるよう、しっかりと検討を行ってまいります。

②入札参加要件に係る「専門技術者の配置」における専門技術者に、第一種エコチューニング技術者を対象に加えることをお願いします。

回答 環境省大臣官房環境経済課

記載されている技術資格はあくまでも例示であり、建築物維持管理に係る契約における専門技術者として第一種エコチューニング技術者が排除されているものではありません。上述の建築物専門委員会の中で、維持管理契約に関し優良事例や例示の充実に向けた検討も行っており、本委員会での御議論によりますが、専門家の活用等も積極的に進めるべきとのご意見もあり、建築物の省エネ・脱炭素化に向け、検討を進めてまいります。

【①②総括・評価】

検討を行っていることは評価したい。早期の要望実現に向けた速やかな動きを期待しつつ、今後の動きを注視していきたい。

要望事項 8 役務業務作業員の権利の保護とあり方について

(理由)

現在、政府の経済政策の効果をより多くの国民が享受できるように、同一労働同一賃金など非正規雇用者の処遇改善、賃金引き上げ、労働生産性の向上と長時間労働是正、有給休暇消化の義務化、高齢者の就業促進、外国人実習生などの受け入れ等々が、実施されております。役務提供のサービスを求めているユーザーが、労働を提供する者たちの労働環境等に責任が求められていな

い、具体的には、公共調達の場合、人件費が物件費として扱われていることが根源的な問題があると考えております。同様に、毎年、前年の入札結果が当年の予定価格になる事例が大多数を占めており、最低賃金と社会保険料の上昇と真逆な状況になります。その結果、川下である私達サービス業は、手段として仕様を無視した仕事や人員削減などで応札する状況になるのが、官公庁の入札で顕著であります。

そこで、役務業務の発注のあり方に関する検討会を議員連盟で開催して頂き、これからのあるべき姿を話し合い、ビルメンテナンス業界の長年にわたっての課題である本件に関する解決策を見出したいとお願いいたします。

【総括】

議員連盟として、役務業務の発注のあり方に関する検討会を開催することに異論はなく、協会の役員とともに問題点の洗い出しや解決案の策定などを行っていききたい。

要望事項 9 外国人材の受け入れおよび特定技能に係る在留書申請・提出書類の簡略化について

回答 出入国在留管理庁 在留管理支援部在留管理課

申請書類の簡素化については、令和3年2月19日、「特定技能外国人受入れに関する運用要領」を改正し、特定技能制度施行後の運用状況を踏まえて、一部書類の提出を不要としたほか、記載項目の削減や書類の提出頻度の見直しなどを行いました。

また、出入国在留管理庁のホームページに掲載している提出書類一覧表について、申請人に関するもの、所属機関に関するもの、分野に関するものに分類して表示するなどの改善も行っています。

今後も、制度を利用される方の声に耳を傾けながら、更なる提出書類の簡素化の検討を不断に行うとともに、制度が分かりやすいものとなるよう改善や充実に努めてまいります。

【総括・評価】

昨年から要望していた一部書類の提出不要や記載項目の削減、提出頻度の見直しなどを実施したことを評価したい。特定技能外国人受入れの制度自体が過渡期にあり、今後とも利用しやすいよう改善されていくことを期待する。

以 上